

平成29年12月22日

問題	階層	単元名	設問文	正解
共通問題①	1	1 防災の基本理念	① 災害対策基本法は、基本理念として、被害の最小化と迅速な回復を図ること、公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること、災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること、被災者の事情を踏まえ時期に応じて適切に援護すること等が規定されている。	○
		2 防災マネジメント	① 防災に関する知識は、大きく分けて「地域の災害リスク」に関する知識、災害対策に関する「法制度・計画」、実際に「災害対策」を行うにあたり必要となる個々の対策に関する知識、継続的に災害対応を実施するための「組織運営」に関する知識である。	○
	2	3 地域の災害リスク	① 被害は、地域に影響を及ぼす恐れのあるハザードによって決定されるので、ハザードの大きさを予測し、その被害を完全に防ぐための被害抑止対策を立案することが求められる。	×
	3	4 ハザードの理解	① 災害は、台風や豪雨などの天変と地震や火山噴火などの地異などといったハザードの種類や強さのみで被害の内容や度合が決まる。	×
		5 地域の脆弱性の理解	① 地域の脆弱性は、地盤条件等の自然環境、住宅の位置などによって決まり、地域の過疎化や高齢化の度合いなどは、その決定する要因とはならない。	×
	2	6 法制度・計画	① 我が国の災害対策は、「災害対策基本法」に基づくほか、水防法、災害救助法、大規模地震対策特別措置法などの他の個別法に基づき、防災に関する様々な計画に従って実施される。	○
	3	7 災害関連法	① 災害対策基本法は、あくまで基本法であることから、災害発生後の「災害応急対策」及び「災害復旧」について規定しているものの、災害発生前の「災害予防」については規定していない。	×
		8 防災計画	① 都道府県防災会議および市町村防災会議は、「災害対策基本法」の規定に基づき「地域防災計画」を作成しなければならない。	○
共通問題②	2	1 災害対策	① 災害対策は、警報の発表や避難の実施などの直前対策、災害応急活動（被災者の支援を含む）、災害復旧、災害復興、そして平常時に戻って次の災害に備える災害予防といったサイクルで実施される。	○
	3	2 災害への備え	① 災害への備えとして、東日本大震災では防潮堤の建設などの被害抑止（ハード対策）の限界が認識されたため、現在では被害抑止よりも迅速な避難の実施などの災害対応準備（ソフト対策）を中心に進めるのが政府の方針である。	×
		3 警報避難	① 市町村（特別区を含む）長は、気象情報と過去の災害の経験を踏まえて、避難が適当かどうか十分に検討して、空振りとならないように慎重な発令をしなければならない。	×
		4 応急活動	① 市町村（特別区を含む）長は、発災直後、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、救助・救急、医療や消火などの応急活動を、周辺市町村及び都道府県、国、指定公共機関、その他民間などのさまざまな支援部隊と連携しながら、実施することが求められる。	○
		5 被災者支援	① 被災者支援は、災害救助法に記載されている都道府県知事が実施する救助を漏れなく実施することが重要である。	×
		6 復旧・復興	① 被災地の復旧・復興は、社会基盤となるインフラを災害発生前の状態に戻せばいいので特に計画は策定する必要はない。	×
	2	7 組織運営	① 都道府県知事又は市町村（特別区を含む）長は、災害発生後、速やかに災害対策本部を設置することにより、必要な体制を確保し、被害規模や被害状況等の情報収集を行い、組織全体で状況認識の統一を図り、組織内部だけでなく関係機関と連携した災害対応が求められる。	○

問題	階層	単元名	設問文	正解
個別問題 (警報避難)	4	1 警報等の種類と内容	① 気象庁の防災情報提供システムや国土交通省の川の防災情報では、市町村向けに、リアルタイムの降水量、水位等の数値や範囲を示す情報を配信している。	○
			② 気象庁の防災情報や国土交通省の河野防災情報は、一度情報を入手すれば、その後に更新されることはないため、改めて確認する必要はない。	×
			③ 時間を追って段階的に発表される防災気象情報を活用して、早めの避難行動を取ることは重要である。	○
			④ 気象情報の中には、土砂災害警戒情報がある。	○
			⑤ 気象情報の中には、記録的短時間大雨情報がある。	○
			⑥ 特別警報は、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい旨を示して行う警報である。	○
			⑦ 気象にかかる警報は、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報である。	○
			⑧ 気象にかかる注意報は、災害の起こるおそれがある旨を注意して行う予報である。	○
	2 避難勧告等の判断・伝達	① 従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つである。	○	
		② 指定緊急避難場所へ移動することがかえって命に危険な場合があっても、必ず指定緊急避難場所に移動しなければならない。	×	
		③ 避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。	○	
		④ 住民は、避難勧告等の情報に従えば良いので、あらかじめ必要な避難行動について理解する必要はない。	×	
		⑤ 避難勧告等の情報は、行政が一時的に発信するものであるため、様々な手段を組み合わせながら広く確実に伝達することは考える必要がない。	×	
		⑥ 外出することすら危険な場合であっても、屋外に出て避難する「立ち退き避難」を必ず実施することが重要である。	×	
		⑦ 「指定緊急避難場所」は命を守るための避難を目的とし、一定期間避難生活をするための「指定避難所」とは異なる。	○	
		⑧ 避難を考える上で「命を守るための避難」と「一定期間避難生活をするための避難」は、まったく同じことである。	×	
	3 風水害における警報と避難	① 風水害における避難では、大雨注意報・警報(浸水害)、大雨特別警報(浸水害)のみで避難先や避難方法を判断してよい。	×	
		② 水害からの避難を判断する上では、気象庁が発令する気象にかかる注意報・警報のみを把握すれば良い。	×	
		③ 災害規模の大小にかかわらず、避難にかかる発令は、事象発生の直前で十分である。	×	
		④ 河川状況や、破堤・溢水の状況にかかわらず、避難に必要なリードタイムは一定で変わらない。	×	
		⑤ 水害からの避難を判断する上で、指定河川の洪水予報や流域平均累加雨量などの情報は参考になる。	○	
⑥ 浸水深が深いと想定される浸水想定区域のみを避難勧告等の対象区域とするだけで、水害に対する避難判断は十分である。		×		

問題	階層	単元名	設問文	正解
個別問題 (警報避難) つつき	4	風水害におけるタイムライン計画	① 風水害では予兆の各地から災害発生までに時間的猶予があり、「どの主体が」「いつまでに」「なにを」実施すべきか、「どれだけの時間を要するか」を整理することは重要である。	○
			② 風水害における避難対応において、対応に必要な所要時間を逆算し、実施事項を時系列で配置することは、何の役にも立たない。	×
			③ 災害対応にかかる全機関が効果的に機能するためには、関係機関の対応および意思決定事項仁尾と月、対応組織間で相互調整すべき事項を明確化する必要がある。	○
			④ タイムライン計画の策定において、過去の災害対応からの教訓や知見を参考に、災害対応の方向性を左右する「決心ポイント」を抽出することは重要である。	○
			⑤ タイムライン計画の策定において、過去の災害対応からの教訓や知見は参考にする必要はまったくない。	×
			⑥ 主体を明確化し、実施すべき事項を階層的に整理した全体像を記述する方法の1つに「WBS(Work Breakdown Structure)」がある。	○
	4	土砂災害における警報と避難	① 土砂災害は破壊力が大きく、人的被害に結びつきやすい。	○
			② 土砂災害は、突発性は低く、精確な事前予測が可能で、発生してから逃げることは容易である。	×
			③ 土砂災害の場合、潜在的危険区域を事前に把握することができれば、危険な区域から少しでも離れることで、人的被害の軽減が期待できる。	○
			④ 土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者については、避難準備・高齢者等避難開始の発令時点で、自発的に避難することは、まったく必要ない。	×
			⑤ 土砂災害において、夜間や暴風、豪雨等により外出が危険な状況である場合には、避難勧告等を発令するタイミングが難しいため、発令する必要はまったくない。	×
			⑥ 土砂災害の発生危険度を判定する1つの手段として「スネークライン図」という判定図がある。	○
			⑦ 土砂災害の発生危険度を判定するための「スネークライン図」では、縦軸を短期降雨指標の60分間積算雨量、横軸を長期降雨指標の土壌雨量指数として、土壌中の水分量を評価している。	○
	6	避難場所・避難所の認定	① 災害対策基本法第49条の4・同条の7では、指定緊急避難場所と指定避難所が区別して記述されている。	○
			② 災害対策基本法では、市町村長は「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を指定することの内容が記されている。	○
			③ 避難場所・避難所の適不適の判断において、考慮すべきハザードや、降雨状況の意味を明らかにする必要はまったくない。	×
			④ 災害対策基本法施行令第20条の3では、指定緊急避難場所の基準が示されている。	○
			⑤ 災害対策基本法施行令第20条の6では、指定避難所の基準が示されている。	○

問題	階層	単元名	設問文	正解
個別問題 (警報避難) つつぎ	4	7 避難場所・避難所の 適否判断演習	① 避難場所・避難所は、すべての災害事象に対して、常に安全で適切な場である。	×
			② 避難場所・避難所の開設においては、個別に立地条件・地域性を理解し、災害事象に応じて選定することが重要である。	○
			③ 避難場所・避難所が位置する地域における気象状況の「極値(過去最大値)」を事前より把握しておくことは、避難場所・避難所の開設等において重要である。	○
			④ 避難場所・避難所の開設等において、災害発生前から収集可能な情報や、災害後に収集可能な情報を区別する必要はなく、災害発生後にあわせて収集するだけで十分である。	×
			⑤ 災害発生前から把握・収集可能な情報を「静的な情報」、災害発生・災害予兆発生時に収集可能な情報を「動的な情報」という。	○